

佐賀県告示第三百四十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成二十二年十月一日から平成二十二年十一月一日まで佐賀県交通政策部道路課及び伊万里土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年十月一日

佐賀県知事 古川 康

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
一般国道 二〇四号	伊万里市波多津町木場字葉山二八四 七番二地先から 伊万里市波多津町木場字中田二六二 七番八地先まで	平成二二・一〇・一
	伊万里市波多津町木場字開田二二四 四番一地先から 伊万里市波多津町木場字開田二二六 八番地先まで	"